

第1回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年7月20日

上富良野町農業委員会

第1回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分から午後15時40分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 役員会議室

3 出席委員 13名(仮議席50音順)

仮議席	委員名	仮議席	委員名	仮議席	委員名
1	荒 仁	2	井村 昭次	3	内田 透
4	荻子 弘記	5	菊地 信幸	6	佐藤 良二
7	谷口 弘道	8	對馬 徹	9	沼沢 春美
10	長谷川岩夫	11	春名 正義	12	前田 満
13	向山 直				

4 欠席委員

	なし				
--	----	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 臨時議長の選出について
- 日程第2 会議録署名委員について
- 日程第3 会長、職務代理者の選出について
- 日程第4 議席指定について

附議事項

- 日程第5 議案第1号 農業委員会推進委員会の指名について
- 日程第6 議案第2号 農業委員会事務監査委員会委員の選出について
- 日程第7 議案第3号 各種委員会委員の推薦について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条の規定による許可取下げについて
- 日程第9 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第10 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第5号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	主事 瀬川翔太	
----------	---------	--

8 会議の概要

開会（午後2時00分）（着席）

◆農業委員会総会

事務局 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。

*開会の宣言

只今より、第1回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
着席されている席順は、五十音順での仮議席であります。

本日は、任期満了に伴う農業委員会委員の任命後、最初に行われる総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市町村長が招集いたしております。

町長から開会にあたり、挨拶をいただきます。

町長 町長挨拶「開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。お忙しい中、小麦も始まってくるなど忙しくなってくる中、またお暑い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。第1回ということで、臨時の議長が決まるまでの間、私が仮議長として第1回の総会を進めて参りたいと思います。よろしくをお願いします。」

*自己紹介

事務局 日程に入る前に、各農業委員の自己紹介を仮議席順にてお願いします。
ご自身の地域と名前、そして一言をお願いします。
1番 荒 仁委員から順次よろしくお願いします。

- 1番 荒 仁 委員「里仁の荒です。今回で2回目の農業委員です。みなさんよろしくお願いします。」
- 2番 井村 昭次 委員「井村と申します。江花地区からきております。今期で5期目になります。よろしくお願いします。」
- 3番 内田 透 委員「日の出の内田と申します。2期目になります。よろしくお願いします。」
- 4番 荻子 弘記 委員「島津地区の荻子です。わからないことだらけですが、よろしくお願いします。」
- 5番 菊地 信幸 委員「日新地区の菊地です。なにもわからないので皆さんよろしくお願いします。」
- 6番 佐藤 良二 委員「草分地区の佐藤です。今回で4期目となります。期は長いですが、気持ちは皆さんと同じで初めての気持ちで臨みたいと思いますのでよろしくお願いします。」
- 7番 谷口 弘道 委員「東中の谷口です。みなさんご指導よろしくお願いします。」
- 8番 對馬 徹 委員「清富の對馬です。3期目になりますが今回は農協からの推薦にて委員となりました。1期目から時代の流れが急速に変化して、その中で当委員会がどのように対応するのか非常に難しい時代かと思いますが、みなさん一緒に頑張りたいと思います。」
- 9番 沼沢 春美 委員「草分の沼沢です。3期目になります。よろしくお願いします。」

- 10番 長谷川岩夫 委員「東中地区の長谷川です。初めてでなにもわかりませんが、よろしくお願いします。」
- 11番 春名 正義 委員「静修の春名です。なにぶん新人なので、お聞きすることが多いと思います。よろしくお願いします。」
- 12番 前田 満 委員「前田です。住所は草分ですが、地域を持っているわけではございません。みなさんと違って非農家であります。そういう経験の中で、みなさんと一緒に農地法に準じてきちんとできるような形を取ればと思います、よろしくお願いします。」
- 13番 向山 直 委員「富原の向山です。新人ですので皆さんからご指導いただければと思います。よろしくお願いします。」

事務局 続きますして、農業委員会事務局の職員紹介を行います。本日、事務局の林下が身内に不幸がありまして、欠席しております。次回総会にて紹介の場を設けようと思いますのでよろしくお願いします。

主事 「私が事務局員の瀬川と申します。今年で配属から5年目となります。よろしくお願いします。」

***仮議長**

町長 それでは、私のほうで進行させていただきます。
農業委員会委員の選任後、最初の総会にあたりますので、臨時議長が選出されるまで、議事の進行を農業委員会事務局に仮議長として職務を代行させたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

「異議なし」の声あり。

町長 ご異議がないようでありますので、事務局に仮議長を務めさせていただきたいと思
います。宜しく願いいたします。

事務局 仮議長を務めさせていただきます、瀬川です。
臨時議長が選出されるまで、議事を進行させていただきます。

事務局 只今の出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第1回
上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

***諸般の報告**

事務局 前回の総会以降、本日までの行事等について、総会議案資料により報告いたします。
(別紙)

以上で、諸般の報告を終わります。

***臨時議長の選出 *町長退席**

事務局 日程第1、「臨時議長の選出について」の件を議題といたします。日程第1を、事務局
が説明いたします。

事務局 日程第1、「臨時議長の選出について」を事務局より説明させていただきます。
農業委員会総会の議事進行にあたり、臨時議長の選出を求めるものであります。本日は任命後、初めての農業委員会総会でありますので、会長が務めます議長が決まっておりません。先例により、町議会議長の選挙を行う臨時議長の職務を定めた「地方自治法第107条」に準じ、議場に出席している農業委員の中で最年長の者を臨時議長として指名いたします。

事務局 先例により、最年長の「前田 満 委員」を臨時議長に決定いたします。
よろしく願いいたします。

臨時議長が決定いたしましたので、以上をもって仮議長の職を終了いたします。

町長は、ここで退席いたします。(町長、退席。)

暫時休憩とします。

**臨時議長就任*

前田委員 (前田 委員、議長席に移動。)
臨時議長に指名されましたので、議事進行を務めます。皆様方のご協力をお願いいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**会議録署名委員*

前田委員 日程第2、「会議録署名委員について」

農業委員会等に関する法律第33条により、会長は議事録を作製し、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。と定められており、会議録署名委員は、「上富良野町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない。」となっております。

先例により、臨時議長及び仮議席1番、荒 仁君、仮議席2番、井村昭次君を会議録署名委員に決定いたします。

**会長、職務代理者の選出*

前田委員 日程第3、「会長、職務代理者の選出について」の件を議題といたします。日程第3を事務局が説明いたします。事務局。

事務局 日程第3、「会長、職務代理者の選出について」を事務局より説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第5条第2項により、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と定められ、同条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められております。

上富良野町農業委員会規則第2条により、「あらかじめ互選しておくことができる。」と定められ、同規則第3条にて「会長及び会長代理の互選は、すべて議題に先立って行うものとする。」と定められていることから、会長及び会長の職務代理者の選出を求めるものです。

前田委員 会長、職務代理者の選出について、「立候補による選挙」「委員の指名推薦」「選考委員を挙げて推薦」の方法がありますが、いずれの方法で行うかお諮りいたします。

對馬委員 選考委員を挙げて推薦。

前田委員 「選考委員を挙げて推薦」による方法のご意見がありました。これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

事務局 「選考委員を挙げて推薦」での選出において、先例によりまずと過半数の7名の委員により行っております。その中には、臨時議長も加わることとされておりますので、ほかの6名の委員を選出していただくこととなります。

前田委員 只今の事務局からの説明により、過半数の7名を選考委員に選出する。とありましたが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

前田委員 それでは、どのような方法で選考委員7名を選出いたしますか。

荒委員 事務局に一任。

前田委員 事務局に一任とのご意見がありましたが、これに異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

前田委員 事務局に一任で決定します。選考委員を事務局から発表いたします。

事務局 選考委員を発表させていただきます。臨時議長を含めて7名でございます。
前田臨時議長、荒 委員、井村 委員、内田 委員、佐藤 委員、對馬 委員、沼沢 委員、を選考委員とさせていただきます。

前田委員 以上の7名は、別室にて選考委員会を開催いたします。なお、選考委員の中から代表者を選出し、その代表者は、選考結果について報告を行ってください。
暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

(別室) 第2応接室にて選考委員会を開催

*会長、職務代理者の決定

- 前田委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。
選考の結果を、選考委員会の代表者である内田委員から発表願います。
- 内田委員 3番内田です。
選考委員会にて会長及び職務代理者について選考しましたので結果を報告させていただきます。
会長には、井村 委員を、職務代理者には、佐藤 委員を推薦いたします。みなさんよろしく願います。
- 前田委員 只今発表されたとおり、会長には、井村 委員を、職務代理者には、佐藤 委員、に決定することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- 前田委員 「異議なし」と認めます。
よって会長には、井村 委員を 職務代理者には、佐藤 委員に決定します。
上富良野町農業委員会規則第4条の規定に基づき、会長ほか全委員の住所、氏名を告示いたします。
また、会長は、北海道農業会議の個人会員となりますので、ご承知願います。
- 前田委員 これをもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。これからの総会の議事進行については、会長が務めることとなりますので、宜しく願います。

(議長席の交代)

*会長（議長）議事進行

会長 挨拶「今回会長に指名されました。いろんな部分でお世話になるかと思えます。農地行政、以前より難しくなっている面がたくさんありまして、そのあたりも含めて皆さんと協議していければと思います。今後ともよろしくお願ひします。」

議長 職務代理も決まりましたので、この場でご挨拶をお願いします。

職務代理者 挨拶「先ほどの選考委員の中で、職務代理として、今期も務めさせていただくこととなりました。会長も言われているように、農地法などでいろんな部分で変化がみられて、農業情勢がどう変わっていくのか見通しが立たない状況ではありますが、みなさんと知恵を出し合って、円滑に進めて行ければと思っています。よろしくお願ひします。」

議長 上富良野町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり議事の進行を務めることと定められておりますので、進行いたします。

議長 日程第4、「議席指定について」の件を議題といたします。
上富良野町農業委員会会議規則第7条の規定により、議席を「くじ」にて決めます。「くじ」の方法について、事務局より説明いたします。事務局。

事務局 事務局より説明させていただきます。
まず仮議席番号の順に1回目のくじを引きます。これは、議席指定のくじを引く順番を決めるものです。
次に1回目引いた番号順にくじを引きます。引いた番号が各委員の議席番号となります。事務局が「くじ」を持って回りますので、自席にて引いてください。
今回は、席の移動はしません。また、先例により会長は13番、職務代理者は12番となりますので、議席指定は11名により行います。

（職務代理が、各委員が引いた番号をメモし、引いた「くじ」の管理。事務局が「くじ」を持って席の内側を回る）

それでは、事務局が「くじ」を持って回ります。
（その場で、番号と委員名を告げる。）

1回目

1番 春名 委員、 2番 向山 委員、 3番 荒 委員、
4番 對馬 委員、 5番 長谷川 委員、 6番 沼沢 委員、
7番 谷口 委員、 8番 内田 委員、 9番 荻子 委員、
10番 前田 委員、 11番 菊地 委員

事務局 くじを引く順番が決定しましたので、確認させていただきます。番号と委員名を朗読する。

次に議席の番号を順番に引いていただきます。事務局が「くじ」を持って回ります。
（その場で、番号と委員名を告げる。）

事務局 議席が決定いたしましたので、朗読させていただきます。

1番 長谷川 委員、 2番 春名 委員、 3番 荒 委員、
4番 荻子 委員、 5番 對馬 委員、 6番 前田 委員、
7番 沼沢 委員、 8番 向山 委員、 9番 菊地 委員、

10番 内田 委員、11番 谷口 委員、
12番 佐藤 委員、13番 井村 委員

議長 以上が議席番号でございます。
各委員の議席は、只今事務局が発表したとおりに決定いたしました。

**推進委員の指名*

議長 日程第5、議案第1号「農業委員会推進委員会の指名について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号、「農業委員会推進委員会の指名について」を事務局より説明させていただきます。
上富良野町農業委員会推進委員会規定第6条により、農政推進委員会委員、農地流動化推進委員会委員の指定を求めるものです。

同規定第5条により、推進委員の選任は、会長が委員会に諮って指名する。と定められております。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、各推進委員の指名は、会長が指名するとありました。これにご異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 暫時休憩といたします。

～暫時休憩～（事務局と調整する。）

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より、各推進委員会の委員構成を発表いたします。事務局。

事務局 各推進委員会の委員構成について、会長と職務代理と協議をしましたので発表いたします。

農政推進委員会委員には、
内田 委員、 荻子 委員、 谷口 委員、
對馬 委員、 春名 委員

の5名を指名いたします。

農地流動化推進委員会委員には、
荒 委員、 菊地 委員、 沼沢 委員、
長谷川 委員、 前田 委員、 向山 委員

の6名を指名いたします。

なお、会長、職務代理者は、上富良野町農業委員会推進委員会規定第10条の規定により、双方の推進委員会の会議に出席できるものであります。

**農業委員会事務監査委員会委員の選出*

議長 日程第6 議案第2号「農業委員会事務監査委員会委員の選出について」の件を議題といたします。議案第2号を事務局が説明いたします。事務局。

- 事務局 議案第2号、「農業委員会事務監査委員会委員の選出について」を事務局より説明させていただきます。
上富良野町農業委員会事務監査規定第4条の規定に基づき、3名の監査委員の選出を求めるものです。
監査委員は、農業委員会業務の適切な執行がされているかを監査していただくものです。監査は定期監査と臨時監査に区分され実施されます。監査の結果は、報告書を作成し、総会にて報告することになっております。
- 議長 只今、事務局より説明がありましたが、事務監査委員3名の選出について、どのように選出がよろしいでしょうか。
- 沼沢委員 会長に一任します。
- 議長 只今、会長に一任とのご意見がありましたが、ほかにご意見ありませんか。
「なし」の声あり
- 議長 ほかにご意見がありませんでしたので、会長一任とさせていただきます。
暫時休憩といたします。
～暫時休憩～（事務局と調整する。）
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局より、事務監査委員3名を発表いたします。事務局。
- 事務局 事務監査委員会委員を発表いたします。
__長谷川__委員、 __春名__委員、 __荒__委員の3名を選出いたします。
- 議長 只今、事務局より3名の指名がありましたが、ご異議ありませんか。
「異議なし」の声あり
- 議長 「異議なし」と認めます。よって事務監査委員の選出は決定いたしました。
-
- *各種委員会委員の推薦*
- 議長 日程第7、議案第3号「各種委員会委員の推薦について」の件を議題といたします。
議案第3号を事務局が説明いたします。事務局。
- 事務局 議案第3号、「各種委員会委員の推薦について」を事務局より説明させていただきます。
各種委員会として、上富良野町アグリパートナー協議会委員4名、上富良野町農業振興審議会委員1名、上富良野町都市計画審議会委員1名、上富良野町まち・ひと・しごと創生会議委員1名について、それぞれ互選によりお願いをしているところです。
- 議長 只今、事務局より説明がありましたが、各種委員会委員の推薦について、どのような方法で推薦がよろしいでしょうか。
- 佐藤委員 会長に一任します。

議長 只今、会長に一任とのご意見がありました。他にご意見ありませんか。

「なし」の声あり

議長 他にご意見がありませんでしたので、会長一任とさせていただきます。
こちらで用意した案を事務局より発表いたします。事務局。

事務局 各種委員会委員を発表させていただきます。
上富良野町アグリパートナー協議会委員の4名は、
井村 会長、佐藤 職務代理、對馬 委員、内田 委員

上富良野町農業振興審議会委員は、井村 会長

上富良野町都市計画審議会委員は、佐藤 職務代理

上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議は、佐藤 職務代理

以上です。

議長 只今、事務局より構成委員の指名がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 「異議なし」と認めます。よって各種委員会委員の推薦は決定いたしました。

議長 日程第8、「農地法第4条の規定による許可取下について」の件を議題といたします。
報告第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用許可取下のあった次の件について審議を求め
る。

1番

土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑で
す。面積は1筆合計9,231㎡です。転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。区分は民
有地で、転用区分は第3種農地です。工事計画は土地造成で、造成宅地14区画5,
594.19㎡、道路3本2,799.43㎡、公園1区画838.11㎡の合計
9,231.73㎡です。

取り下げの理由は、急激な物価高騰や建設資材等の値上がりに対し、現在の市場状況
では土地の販売価格を上げる状況ではなく採算が合わないためとのことです。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「なし」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第9 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年7月20日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所13

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計17筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は17筆合計で85,674㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和5年7月21日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月14日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 諮問第1号 所13番について、提案に関する補足説明を願います。
2番 春名正義 委員。

春名委員 2番 春名です。諮問第1号 所13番について、補足説明いたします。

北海道農業公社の農地保有合理化事業の案件として、6月の総会において買入れ協議を行った件です。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 札幌市中央区の北海道農業公社さん

所在地は、〇〇地区の町道〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、公社との買入協議の結果、売買となりました。
公社買入後は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所13番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 ここで、議長を交代いたします。

職務代理 日程第10 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年7月20日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所14

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は7筆合計で139,541㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和5年7月21日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年9月14日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

職務代理 諮問第2号 所14番について、提案に関する補足説明を願います。
4番、荻子弘記 委員

荻子委員 4番、荻子です。諮問第2号 所14番について、補足説明いたします。

北海道農業公社の農地保有合理化事業の案件として、6月の総会において買入れ協議を行った件です。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 札幌市中央区の北海道農業公社さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇さんの規模縮小に伴い、公社との買入協議の結果、売買となりました。
公社買入後は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すこととなります。

慎重審議をよろしく願います。

職務代理 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

諮問第2号 所14番について、これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

「なし」の声あり

職務代理 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

ここで、議長を交代いたします。

議長 日程第11、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。

令和5年7月20日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で19,549㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的は火山灰採取です。計画内容は火山灰採取19,100㎡、採取土量は43,453㎡、通路449㎡です。土地利用区分は農用地で、転用事由は一時転用、転用期間は許可の日から令和7年6月30日までです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。
4番、荻子弘記 委員。

荻子委員 4番 荻子です。議案第4号 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん
所在地は、〇〇地区の〇〇道路付近となります。
火山灰採取のため、令和7年6月30日まで2年間の一時転用であります。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和5年7月20日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況は農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で587㎡です。申請目的は地目変更です。令和5年6月13日に、対馬委員、小川委員、前田委員の3名と事務局で現地確認を行いました。当該土地は年月日不詳より住宅用地として利用。周辺の宅地ともに今後売却の予定をしており、地目の整理のために農地以外である証明を受けたいとのことです。道路の整備と河川の拡幅等により縮退し、以降は家庭菜園程度にしか活用できなかった土地です。また、この土地の北と西は道路で、東と南は河川となっており、面積狭小で拡張性もありません。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田で現況は農地・採草放牧地以外。面積は1筆合計で2,970㎡です。申請目的は地目変更です。令和5年6月29日に、佐藤委員、沼沢委員、内田委員の3名と事務局で現地確認を行いました。当該土地は申請者の農家住宅として昭和50年頃から利用しています。農地の処分に際し、農地以外に当たる部分を分筆したため、地目の整理を行いたいとのことです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号について、提案に関する補足説明を願います。
5番 対馬 徹 委員。

対馬委員 5番 対馬です。議案第5号1番 について、補足説明いたします。
6月13日に 小川委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は〇〇地区の〇〇〇〇沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適切だと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 1番について、これより質疑に入ります。

荒委員 ハウスパイプみたいなものが写真には写っているんですが、残っているんですか。

事務局 航空写真は多少古いものなので、家庭菜園程度に作れていたときの写真かと思われ
ます。現地調書の写真は直近の写真ですが、骨組みが写っているかと思
います。家庭菜園は農地として扱わないという前提がありますが、どの程度から家庭菜園とし
て判断するかの基準はありません。ご本人が家庭菜園としても使えていない、復元の
余地もないということで非農地としての判断となります。
補足となりますが、航空写真で道路を挟んで西側は宅地です。当該地の東側は原野。
北の道路となっている土地がありますが、もとは（図面による例示）まで農地で
した。

議長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第5号2番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。議案第5号2番 について、補足説明いたします。
6月29日に 沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇の〇〇さん。
所在地は〇〇地区〇〇〇〇の〇〇〇〇になります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第1回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時40分

上記第1回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月20日

上富良野町農業委員会臨時議長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____